

戸田市役所新曽南庁舎管理業務（長期継続契約）仕様書

戸田市上下水道事業を発注者とし、戸田市役所新曽南庁舎管理業務についての内容及び方法はこの仕様書の定めるところとする。

業務期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

（目的）

第1条 戸田市役所新曽南庁舎管理業務仕様書は、建築物管理の諸法令を遵守して、施設全体が常に良好な環境を保ち戸田市役所新曽南庁舎施設利用者が快適で安全に利用できるよう適切に管理することにある。

（委託業務）

第2条 委託業務内容は次のとおり

1. 設備管理業務（P3～P19）
 - （1）自家用電気工作物の保安管理
 - （2）消防設備保守点検
 - （3）エレベーター・自動扉保守点検
 - （4）貯水槽・給水設備保守点検
 - （5）空調設備保守点検
 - （6）機器設置管理
2. 建築物環境衛生管理業務（P20～P22）
3. 特定建築物・建築設備・防火設備定期検査業務（P23）
4. 施設警備業務（P24）
5. 清掃業務（P25～P28）
 - （1）日常清掃
 - （2）定期清掃
6. 除草業務（P29）
7. 樹木管理業務（P30～P31）

（関係書類の提出）

第3条 契約締結後14日以内に以下の書類を提出しなければならない。

- ① 総括業務責任者届
- ② 年間管理計画書
- ③ 各業務の従事者名簿
- ④ 各業務別報告書様式
- ⑤ 緊急連絡先
- ⑥ 技術管理者責任者届

(責務)

第4条 総括業務責任者は監督担当者との連絡調整にあたり業務進捗状況の把握に努めること。

(事故対応)

第5条 受注者が業務の実施にあたり、事故や庁舎設備の破損、第三者への損害が発生した場合は、状況を直ちに水安全部総務課長に報告、適切に処理し、受注者の責任・負担において処理をすること。

(服務)

第6条 受注者は各業務従事者に、制服、腕章等身分の分かるものを着用させ業務に従事させることとする。
また、建物内及び敷地内は禁煙とすること。

(負担区分)

第7条 この仕様書に定める業務に必要な光熱水は発注者が提供する。ただし節約に留意すること。また、この仕様書に定める業務に必要な備品、用具ロッカー、キャビネット等は無償にて発注者が提供することができる。
現地に派遣される作業員等の交通費等出張旅費についても、委託料に含めることとする。

(機器、計器の準備等)

第8条 受注者はこの仕様書に定める業務に使用する計測機器、工具、清掃用具及び事務機器・用品は受注者の負担として準備しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 戸田市標準業務委託契約約款第7条に記載があるとおり、受注者は本業務の全部又は発注者が指定する部分を再委託することはできない。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を発注者に提示して承認を得た場合は、この限りでない。再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において、解決するものとする。

(業務の引継ぎ)

第10条 契約期間の満了又は契約の解除等で、新たな受注者と交代する場合は、業務が円滑かつ支障なく行えるよう業務引継ぎを行わなければならない。

(その他)

第11条 この仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じたときは、その都度発注者受注者協議の上定めるものとする。

1. 設備管理業務仕様書

設備管理業務

(1) 自家用電気工作物の保安管理

点検回数：月次点検 毎月1回

年次点検 毎年1回

臨時点検 必要の都度

※各点検仕様は、電気保安基準による

①受変電設備

ア 電気主任技術者を選任して関係省庁に手続きすること。

イ 受変電設備保守（点検・検査及び清掃）の設備仕様は以下のとおり

受電盤	1面	6.6KV 50Hz VCB 12.5KA
高圧配電盤	3面	VCB 12.5KA
コンデンサ盤	4面	PF 直列リアクトル・コンデンサ=モルト型
配電盤	6面	変圧器=モルト型 単相 50KVA、75KVA 三相 100KVA, 150KVA, 200KVA、スコット 30KVA
バッテリー盤	1面	HS 鉛蓄電池 120Ah(10HR), 6E×18セル
直流電源装置盤	1面	整流器 入力 200V 定格電流 30A
接地端子盤	1面	
電灯配電盤	5か所	
動力配電盤	8か所	

ウ 法定年次点検仕様は下記のとおり。

実施回数	年1回（年次点検）	適用法令	電気事業法
対象項目	点検内容		
受電設備	遮断器 負荷開閉器	・外部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ ・操作具合、機構点検、付属装置の状態、油の汚れ、必要によりその特性調査 ・接地線接続部点検 ・絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、絶縁油特性試験	
	母線	・母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱 ・接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ ・がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ ・絶縁抵抗試験	
	受電用変圧器	・外部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損、油量、油の汚れ、必要によりその特性調査 ・接地線接続部点検 ・絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、絶縁油特性試験	

	計器用変成器	・外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常 ・接地線接続部点検 ・絶縁抵抗試験、接地抵抗試験
	配電盤	・裏面配線の塵埃、汚損、過熱、ゆるみ、配線 ・絶縁抵抗試験、接地抵抗試験 ・保護リレーの動作特性試験 ・計器校正、シーケンス試験
	避雷針	・外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 ・接地線接続部分点検 ・絶縁抵抗試験、接地抵抗試験
配電設備・屋外電線路を含む	断路器遮断器開閉器類	・損傷、変形、腐食、油漏れ、油量、発錆、ゆるみ、過熱 ・その他必要事項、受電設備用と同じ
	配電用変圧器	・受電設備用と同じ
	電線及び支持物	・電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷、腐食 ・電線取付状態 ・絶縁抵抗試験
	ケーブル	・ケーブルの腐食、亀裂、損傷 ・絶縁抵抗試験、接地抵抗試験
●点検の仕様 上記項目及び内容についての年次点検を行なう。		

②自家発電設備

ア 自家発電設備保守（点検・検査及び清掃）の設備仕様は以下のとおり。ヤンマーディーゼル・100KVA

記載事項		内容
形式		キュービクル式（低騒音形 45 d b）
発電機	電気方式	3 相 3 線
	電圧・周波数・回転数	200 v ・ 50Hz ・ 1500rpm
	容量・力率	100KVA 以上 ・ 80%
原動機	種別	ディーゼル機関
	低格出力	150PS 以上
	始動方式	電気式
	冷却方式	ラジエター式
	過給方式	過給式

配電盤	形式		低圧配電盤 JEM1265-A 型に準じる
	制御方式		自動始動・停止
	主遮断機	種類	MCCB
		定格電流	400A
		低格遮断電流	35KA
燃料	種類		軽油
	燃料小出槽容量		490ℓ
	主燃料槽		—

- イ 点検内容：「社団法人 日本内燃力発電設備協会」の「非常用自家発電設備保全マニュアル」に準ずる。
- 点検業務は消防設備点検資格者と第1種自家用発電設備専門技術者の両方の資格を持つ技術者が行うこと。
- また、試運転、機能点検を行なうこと。

点検のポイントは下記のとおりとする。

A. 自家発電装置

外観点検

- a 自家発電装置の外観の目視点検をし、汚損しているときは清掃する。
- b 共通台板、台上に搭載された機器等に変形、損傷、脱落等の有無を点検する。
- c 発電設備以外の物品が置かれていないことを確認する。

B. 原動機

燃料油、燃焼ガス漏れの点検

- a 配管等の油漏れの有無を点検。漏れがあるときは増締めをする。
- b 配管からのガス漏れを臭気及び異音の有無で確認する。漏れがあれば増締めをする。

冷却水漏れの点検

- a 配管等からの水漏れを点検、漏れがあるときは増締めする。
ボールタップで補助タンク補充方式の場合はボールタップの動作も確認する。ラジエター方式の場合は液量を確認し、必要があれば補充する。

潤滑油漏れの点検

- a クランクケース、噴射ポンプ、調速機、過給機、弁腕注油等の油量を検油棒等により確認する。漏れがあるときは増締めし、必要により補充する。

C. 発電機

潤滑油の点検

- a グリース等潤滑油の量を点検する。
- b 接地線接続部の点検
 - イ) 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。
 - ロ) 接地線接続部の取付状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。

D. 制御装置

D－1 配電盤類、発電機盤、（自動始動盤、補機盤等）

外観の点検

- a 点検上及び操作・使用上の障害になるものの有無を点検する。
- b 目視により損傷、汚損の有無を点検し、汚れているときは清掃する。

操作・切替スイッチの点検

- a 電流・電圧計用、自家発電始動用、自動・手動切替スイッチ等の動作状態取付状態及び破損の有無等を点検する。

計器類の点検

- a 損傷、腐食、変形、汚損等の有無を点検する。
- b 指針の零点を確認する。

電源表示灯

- a 点灯していることを確認する。

D－2 盤内機器

遮断器の点検

- a 開閉状態及び位置が正常であることを目視により確認する。
- b 汚損、き裂、過熱、さび、損傷等の有無を点検する。

開閉器の点検

- a 開閉状態及び位置が正常であることを確認する。
- b 汚損、き裂、過熱、さび、損傷等の有無を点検する。

E. 始動装置

始動用蓄電池設備

電槽等の点検

- a 漏液の有無、電槽の汚損、損傷等を目視点検し電槽表面が汚損しているときは、水で濡らし絞ったウエス等でふきとる。
- b 電槽の液面を点検し、液面基準内にあることを確認する。液不足のときは精製水を補給する。（HSE, MSE型は除く）
- c 正極板、負極板、セパレーターの変形、湾曲、基板の損傷、充てん物の脱落等の有無を目視点検する。（HSE, MSE型は除く）

端子の点検

- a 触手により端子の緩みを点検する。緩みがある場合は増締めする。
- b 端子の損傷の有無を点検する。

F. 付属装置

燃料タンクの点検

- a タンクの変形、損傷・漏油等の有無を点検。
- b 油量を点検し、油量が不足している場合は給油する。なお、点検で使用した燃料消費分の給油に係る諸費用は受注者負担とする。

G. 試運転

始動前の点検

- a 発電機室内に設備されたすべての機器について総合的に、目視により正常であることを確認する。
- b 自家発電設備の自動始動盤が運転待機状態にあることを確認する。
 - ・自動始動盤の手動・自動切替スイッチを手動側に切り替える。
 - ・燃料油量、冷却水量、潤滑油量が運転するのに必要な量があることを確認する。
 - ・燃料、冷却水、始動圧縮空気等のバルブが「開」であることを確認する。
 - ・機械換気装置や補機の操作回路が「自動運転」側にあることを確認する。
 - ・即時形のものは、始動補助装置が作動していることを確認する。

始動

- a 始動スイッチを投入して発電装置を運転する。

計器類の点検

- a 運転中、電圧計、周波数計等の計器類の指示が適正で、指針の作動が円滑であることを確認する。
- b 回転速度、温度、圧力等を付属の各計器により始動前と運転時の指示

値確認する。

運転状態の点検

a表示灯、信号灯等が点灯することを確認する。

b運転中、配管等からの油漏れ、水漏れ、ガス漏れ等の有無を確認する。

c各部の異常振動、異音、異臭、過熱等の有無を点検する。

停止

a停止スイッチを操作し、停止することを確認する。

試運転終了後の点検

a停止後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動側に切り替えておく。

③ 館内配電設備点検及び照明不良管球交換

点検回数：月次点検 1 回／月

(2) 消防設備保守点検

点検回数：機器点検 1 回／年

総合点検 1 回／年

点検基準：消防法第 17 条 3 の 3 の規定に基づき、機器点検・総合点検を定められた方法により、定められた期間ごとに行い、点検結果報告書を所轄消防署に提出する。

点検の結果、不適事項等については、速やかに改修、復旧等についての提案を行い、消防用設備の機能維持の徹底を図る。

その他：防災（防火・消防）訓練等の補助

点検内容は下記のとおり

点検方法	内 容
(1) 機器点検	消防用設備等に付置されている非常用自家発電設備、または動力消防設備の正常な作動について、定められた点検基準に従って確認する。 消防用設備等の機器の適正な配置、変形、損傷並びに各機器の表示盤等の状況および設置状況が判断できる事項について、それぞれ定められた点検基準に従って確認する。 消防用設備等の機器の機能について、外観点検および簡単な操作をすることにより判断できる事項を、定められた点検基準に従って確認する。
(2) 総合点検	総合点検の対象となる消防設備等の全部または一部を作動させるか、または使用することにより、総合的な機能について定められた点検基準に従って確認する。

機 器 名	数量	単位	点検項目
消火器			
粉末消火器蓄圧式加圧式 10 型	43	本	○
水消火器	3	本	○
(予備) 二酸化炭素消火器	3	本	○
屋内消火栓設備			
加圧送水装置 ポンプ＋モータ	1	基	○
消火栓	8	基	○
操作盤	1	台	○
呼水装置	1	台	○
放水試験	1	式	○
配線絶縁測定	1	式	○
自動火災報知設備			
P 型 1 級 30 L	1	台	○
副受信機 60 L	1	台	○
差動型スポット感知器	53	個	○
定温式スポット感知器	12	個	○
煙感知器 2 種	81	個	○
手動発信機 P 型 1 級	8	個	○
ベル	8	個	○
表示灯	8	個	○
消火栓連動装置	1	式	○
常用電源 (交流、蓄電池)	1	式	○
予備電源設備 (非常用自家発電設備)	1	式	○ 負荷試験を含む
配線点検 (絶縁測定)	1	式	○
誘導等及び誘導標識			
誘導標識	14	個	○
誘導灯	38	個	○
配線点検 (絶縁測定)	1	式	○
防火・排煙設備			
煙感知器 光電式 3 種	9	個	○
シャッター (手動式)	4	台	○
防火扉・非常扉	5	台	○
ダンパー	4	個	○

(3) エレベーター・自動扉保守点検

①エレベーター保守点検（POG契約）

・対象エレベーター

メーカー名：日立、型式：機械室レスP-13-C060、4停止

ア 定期点検

リモートメンテナンスシステムにより定期的に維持運行管理指針に記載された点検項目の自動診断運転を実施し、必要に応じ各部の調整、清掃、注油を行いエレベーターの性能を総合的に判断すること。

イ 定期整備

エレベーターの稼働データ等を基に、設定した周期に従って機器の整備を行うこと。

ウ 不具合対策

定期点検や整備等で異常や不具合又はその兆候が現れた場合、直ちに適切な処理をすること。

エ リモートメンテナンス

・非常時の直接通話

閉じ込め等故障時は自動的にエレベーターかご内と受託者の管制センター又はサービス拠点との間で直接通話できること。

・遠隔監視

受託者の管制センターは常時運行状態を監視し、以下の信号受信時には、速やかに専門技術者を派遣し、対策を行うこと。

	項 目	監視内容及び条件	備考(除外条件)
1	閉じ込め故障	(1)行き先階ボタンを押し、行き先へ運転中、何らかの原因により、途中階に停止し、この状態が一定時間継続した場合。 (2)行き先階到着後、開くべきドアが開かない状態（半開き状態含）が一定時間継続した場合。	操作盤内停止スイッチ及びドアスイッチの投入時は検出しない。
2	起動不能故障	(1)一定時間経過してもドアが閉じきらない場合。 (2)エレベーター制御盤内のマイコンが故障し、エレベーターが起動しない場合。	操作盤内ドアスイッチの投入時及び開延長ボタン操作時は検出しない。
3	安全装置作動	(1)各種安全スイッチ（救出口開閉確認スイッチ・非常止めスイッチ等）が作動した場合。	操作盤内停止スイッチ投入時及び手

			動運転時は検出しない。
4	電源系統異常故障	(1)エレベーター制御盤内の主電源がOFFし、遠隔監視装置との通信が一定時間途絶えた場合。 (2)リモートメンテナンスシステムとの通信が一定時間途絶えた場合。	手動運転時は検出しない。
5	ドア開閉異常	(1)ドアが一定時間閉じない場合。(半開き状態含む) (2)ドア閉の繰り返しが同一階で、一定回数以上発生した場合。 (3)ドア開時間が一定時間より遅く、同一階で一定回数以上発生した場合。	操作盤内停止、専用運転、ドア手動運転スイッチ投入及び開延長ボタン操作時は検出しない。

・異常の兆候診断

リモートメンテナンスシステムで常時運行状態や、各機器を診断し、受託者の管制センター又はサービス拠点が以下の信号受信時には、速やかに診断結果を分析し、対策を行うこと。

	項目	診断内容	備考（除外項目）
1	走行性能診断	(1)起動状態 (2)加速状態 (3)定常走行速度 (4)速度の変動 (5)減速状態	エ. リモートメンテナンスの遠隔監視項目の信号発生時は検出しない。 操作盤内スイッチの操作時は検出しない。
2	利用状態診断	(1)行き先ボタンや乗場ボタンの作動異常 (2)走行中非常停止 (3)マイコントラブル (4)インターホンバッテリー電圧低下	
3	乗り心地診断	(1)起動時の反転	
4	経年変化診断	(1)コンタクタ作動状態やドア開閉時間変化	

オ 故障対策

24時間出動体制で、故障や事故に対し、リモートメンテナンスシステムの遠隔モニタリング機能に加えて現地でのメンテナンスツールによる故障診断を行い、更に必要な場合にはテクニカルサポート員の派遣を行い迅速に最善の手段で対策すること。

カ 作業の対象及びリモートメンテナンスによる診断周期

下記、各々の作業内容に関しては、受託者の専門技術者が定められた作業日に実施するとともにリモートメンテナンス欄に記載のあるものはリモートメンテナンスで診断すること。

区分	作業の対象 (装置名)	主な作業内容	リモートメンテナンス	
			性能診断	診断運転
機械室	環境状況	室温確認	常時	
		機械室出入口・室内状況点検		
		機械室整理整頓		
		非常用工具・消火器確認		
		常備工具・常備部品の確認		
	制御盤	主接触器の動作状況点検	常時	
		盤内機器の外観点検		
		主接触器接点点検		
		各リレー動作状況点検	常時	
		冷却ファン点検		
		各ターミナル確認		
		各端子確認		
		遠隔監視診断装置盤内外観点検		
		遠隔監視診断装置ターミナル確認		
	電動機	電動機温度確認		
		電動機運転状態点検		
		ロータリーエンコーダ回転音点検		
		電動機口出し線点検		
	巻上機	巻上機運転状態点検		
		巻上機ギア油量点検		
		そらせ車回転状態点検		
		綱車・そらせ車溝点検		
	ブレーキ	動作状態点検	常時	1回以上/月
		ドラム汚れ点検		
		ライニング摩耗量測定		
		制動力測定		1回以上/月
		ブレーキスイッチ点検		
		オーバーホール		
		ブッシュ摩耗点検		
		各ピン・軸受部傷、摩耗点検		
		プランジャー・スライダー摩耗点検		
		配線点検、端子・ターミナル確認		
	調速機	回転状態点検		
		各ピン部清掃、点検、注油		
		スイッチ点検		

		減衰効果測定		
		配線端子・ターミナル確認		
かご	運転状態	乗心地・振動・異常音点検	常時	1 回以上/月
		着床状態・レベル点検	常時	1 回以上/月
		定常走行速度・速度変動点検	常時	1 回以上/月
		起動・加速・減速状態点検	常時	1 回以上/月
	外部への連絡装置	呼出し通話確認		
		バッテリー診断	常時	
		電話回線チェック		1 回以上/月
	停電灯装置	点灯・照度確認		
	内装・照明・ファン	各機器点検		
		天井扇回転状態点検		
	操作盤・表示ランプ	押ボタンスイッチ動作確認	常時	
		かご内停止・各操作スイッチ動作確認	常時	
		かご位置表示装置点検		
	かごの戸・敷居	かご・乗場の戸当りゴム点検		
		かごの戸相互間・戸と前柱間隙間測定		
		戸スイッチ相互位置測定、動作点検	常時	1 回以上/月
		ハンガーローラ・レール清掃、点検		
		振れ止めローラ点検		
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布		
		戸閉め安全装置コード点検	常時	
		過負荷ドア反転装置コード点検	常時	
		光電装置コード点検	常時	
		かごの戸シュー点検		
	戸閉め安全装置	戸閉め安全装置動作点検		
		光電装置動作点検	常時	
		過負荷ドア反転装置動作確認		
		マルチビームドアセンサー動作確認		
かご上	かご上環境状況	汚損状態点検・清掃		
	戸の開閉装置	戸の開閉装置運転状態点検	常時	1 回以上/月
		制御機器点検		
		駆動機構点検		
		モータのブラシ・コンミ点検		
		ロータリーエンコーダ点検		

	ガイドシュ ー・ローラ	かご上・つり合いおもりガイドシュ ー・ローラ点検	常時	
	給油器（オイ ラー）	給油器点検、注油		
	かご上機器	かご上停止・操作スイッチ動作確認		
		かご器具ボックス内部点検、確認		
		天井扇清掃、注油		
かご下	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ点検		
		かご下プーリ点検		
乗場	戸の開閉状 態	音・振動点検		
		開閉速度点検	常時	1回以上/月
	乗場の戸・敷 居	乗場の戸・三方枠外観点検		
		戸クローザ機能・自閉力点検、注油		
		ハンガーローラ・レール清掃、点検		
		振れ止めローラ点検		
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布		
		戸のシュー点検		
		乗場の戸相互間・戸と三方枠間隙間 測定		
	ドアインタ ーロックス イッチ	ロック機構点検		
		スイッチ動作点検	常時	1回以上/月
	乗 場 ボ タ ン・表示ラン プ	インジケータ・押ボタン点検（ラン プ含む）		
		ホールランタン点検		
昇降路 ・ピッ ト	環境状況	昇降路環境状況点検		
		昇降路内清掃		
		ピット内汚損状況・各機器点検		
		ピット内清掃		
	かご・おもり 吊り車	かご・おもり吊り車回転音点検		
		かご・おもり吊り車溝点検		
	主・調速機ロ ープ	主ロープ取付部点検		
		各ロープ錆・素線切れ点検		
	ガイドレー ル	各部点検		
	つり 合 い お も り	各部点検		
		押え金具確認		

	リミットスイッチ	取付状態点検		
		動作確認	常時	1回以上/月
	非常止装置	非常止装置清掃、点検、注油		
	移動ケーブル	走行状況点検		
		傷・変形点検		
	テンションプーリ	調速機テンションプーリ溝清掃、点検		
	緩衝器	固定状況点検		
		油量点検		

キ メンテナンス報告書

定期点検、整備、修理内容は作業の都度、リモートメンテナンスによる監視、診断結果は毎月報告すること。

報告内容は以下のとおりとする。

- a 定期点検、整備、修理部位・内容
- b リモートメンテナンスによる監視結果と対応内容
- c リモートメンテナンスによる異常の兆候診断結果と対応内容
- d エレベーターの利用状況

ク その他

- ・修理又は取替の条件

修理又は取替の費用は含まない。点検結果に基づき修理、取替が必要な場合は速やかに見積書を提出すること。

- ・撤去品及び残材の処分

この仕様に基づく作業によって発生する撤去品及び残材は、無償で引き取り、受託者の負担において処分すること。

- ・作業時間

故障対策を除き、点検・整備等は17時15分以降とする。

- ・検査立会い

建築基準法第12条、又は労働安全衛生法第41条に定める法定検査の立会を行うこと。

- ・法律に基づく検査

本契約で建築基準法に基づく定期検査等を含む場合は、法令に定められた項目を検査し、所轄官公庁に報告すること。

- ・エレベーター関連設備のメンテナンス

BGM装置、エアーコンディショナー、地震感知器（エレベーター付加仕様以外）、煙感知器、消火設備、防災センター内設置の監視盤（エレベーター付加仕様以外）、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベーター関連設備のメンテナンス（点検、整備）は含まないこと。

ケ 保守用ツール

受託者所有の下記品目を製品に取り付けること。

No.	品 名
1	エレベーターリモートメンテナンスシステム関連部品一式
2	メンテナンススイッチボックス本体（MSB）〈装置付の場合〉
3	メンテナンススイッチボックス一時掛けフック 〈装置付の場合〉
4	メンテナンススイッチボックス収納ボックス 〈装置付の場合〉
5	長寿命式ガイドレール給油装置
6	点検灯（ハンドタイプ）
7	点検灯掛け金具
8	かご上増灯（ケーブル含む）
9	命綱取付け用金具
10	ピット入出用手掛け金具
11	乗場ドア解放用ロープ
12	ファイナルリミットスイッチ（FLS）ロック金具
13	非常止め試験用単管パイプ
14	ブレーキコントロールスイッチ、メンテナンススイッチボックス切替コネクタ
15	メンテナンススイッチボックス接続用コネクタ
16	セフティーキャッチスイッチ開放用コネクタ
17	ピット運転切替用コネクタ
18	ブレーキ診断用センサー

② 自動扉保守点検

点検場所：1 階正面 玄関両引き式自動扉

寸法(mm) 幅 5170 高さ 2800 わく見込 100

ガラス厚さ 6.8

点検回数：6 回／年及び故障時随時対応

点検内容：常に正常な作動の確保を目的とする。

ア 詳細内容

- ・ドアーエンジン装置各部の点検及び調整。
- ・ドアーエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整。
- ・ドアーエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・その他の点検及び調整。

イ 作業は、業務の管理及び運営に支障のないよう施工する。

ウ 機器の故障、損傷その他の原因で設備に異常が発生し発注者から連絡を受けた時は、直ちに技術者を派遣し現状復帰をはかること。

- エ 部分品交換の費用は部品の実費を除き工事費・経費の一切は受託者の負担とする。

(4) 貯水槽・給水設備保守点検

① 貯水槽清掃点検（水質検査含む）

水槽容量：受水槽＝16 トン（t）、高置水槽＝4 トン（t）

点検清掃：1 回／年

実施回数 1 年以内に 1 回、適用法令は水道法・ビル衛生管理法

点検内容：ア 水槽内部の水を排出し、水槽壁面、底部を専用ブラシもしくは、高圧洗浄機などにより清掃する。尚、水槽内機器（水位検出器等）については、汚れ、錆などを除去するとともに水槽周辺の清掃を行なう。

イ 全ての清掃が終了後、洗浄に用いた水をウエスなどで完全に排除し、水槽内部の点検を実施する。

ウ 水槽清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上槽内の消毒を行ない、消毒排水を完全に排除する。消毒終了後は水槽内に立ち入らないこと。

エ 消毒薬は、有効塩素 50～100 mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。

オ 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。

カ 全ての作業終了後、別に定める基準に従い、給水栓及び貯水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行なう。

キ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理すること。

ク 作業後は、必ず各末端水栓の空気抜きを行なうこと。

ケ 水槽構造材・給水装置・各配管・水位検出器の状態、機能、動作、取付位置等を確認点検する。

コ 槽内外面の点検及び槽内満水後の漏水チェック。

サ 記録、報告書の提出。（作業写真を含む）

シ 通気管（防虫網等）、マンホール（密閉状態及び施錠）等設置状況確認。

② 貯水槽日常点検

点検回数：1回／月

点検機器：水槽容量：受水槽＝16トン（t）、高置水槽＝4トン（t）

点検内容：ア 水槽構造材・給水装置・各配管・水位検出器の状態、機能、動作、取付位置、施錠等を確認点検する。
イ 槽内外面の点検及び槽内満水後の漏水チェック。
ウ 水槽内（水）の異常や異物等のチェック。
エ 点検内容を記録し、毎月、報告書を提出する。
オ 通気管（防虫網等）、マンホール（密閉状態及び施錠）等設置状況確認。

③ 飲料水水質検査

水質検査：11項目（1回／年）及び28項目（1回／年）
（消毒副生成物検査含む）

④ 揚水ポンプ保守点検

点検回数：1回／年

機器場所：（1階受水タンク室内）

設備仕様：

- ・揚水ポンプ 40MS452.2 2.2KW 荏原製 2台
40mmφ 120ℓ/min×34mHg0
- ・揚水ポンプ 20HP5.1.2 2S 0.2KW 荏原製 1台
20mmφ 20ℓ/min×8mHg0

点検内容：ア 運転時におけるポンプの電圧、電流、圧力の測定。
イ 運転時におけるポンプの加熱、振動、損傷、水漏れ等の点検。
ウ 制御盤内の点検（電磁接触器、リレーの作動状況及び端子の緩みの点検）。
エ 制御装置の作動状況。
オ 電動機の絶縁抵抗測定。
カ 配管等の腐食、水漏れ等の点検。
キ 軸受油量の点検・給油。
ク グランド部点検及びパッキン点検。
ケ 運転状況の点検。
コ 弁類の機能点検。
サ 固定ボルトの緩みの点検。
シ 軸継手ゴムの点検。

(5) 空調設備保守点検

① 4階、1階、空調機・室内機保守点検

点検回数：2回／年（定期点検）

1回／四半期（簡易点検）

1回／3年（H27改正フロン排出抑制法に基づく室外機点検。令和8年度該当のため、令和8年11月に実施のこと）

点検機器：4階18台、1階1台 計19台

空調機室外機 屋上11台、1階1台 計12台

② フィルター清掃 2回／年

※受注者は、点検及びフィルター清掃の業務実施報告書を提出する際、業務前後の写真を添付すること。

※1・2階の専用部分の空調機器については、「新曽南多世代交流館」指定管理者が実施します。

(6) 機器設置管理

① AED装置設置及び保守

設置台数：1台

点検回数：1回／月

点検内容：保守メーカーメンテナンスによる定期保守点検

インジケータの確認、電極パッドやバッテリーの交換

委託期間満了後は撤去すること。

2. 建築物環境衛生管理業務仕様書

① 一般事項

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45法律第20号）、同施行令（昭和45政令304号及び同施行規則（昭和46年厚生省令第2号）等関係法令に基づき、環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な処置を行い、執務に適した衛生的環境の確保につとめること。

イ 本業務に必要な器具、測定機器類、薬品及び消耗品は、受注者の負担とする。

ウ 受注者は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に基づき建築物環境衛生管理技術者の資格を有するものを選任・関係機関に届け出、このものを常駐または必要に応じて派遣すること。

建築物環境衛生管理技術者は、業務責任者または作業責任者と兼務ができる。契約後に免状の写しを届けること。

エ 建築物環境衛生管理技術者は選任後直ちに当該建築物の環境衛生状況について、十分に把握し、委託期間中、常に良好な環境衛生を維持するために必要な措置を講じるとともに、発注者へ必要な措置を講じることを助言することとする。

オ 主な業務内容

- ・環境衛生管理業務の全般的な立案・監督
- ・年間・月間業務実施計画書の作成
- ・各測定・検査業務および監督官庁の調査の立会い
- ・ねずみ等害虫生息状況等の点検及び点検結果に基づく防除
- ・その他関係法令に基づく維持管理業務

② 空気環境測定（3階～4階）

測定方法等は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の二第1項に定めるところによる。測定者は同規則第26条第2項に定める空気環境測定者が行う。

「測定項目」

測定項目	管理基準値	備考
浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	
一酸化炭素の含有量	10ppm 以下	
二酸化炭素の含有量	1,000ppm 以下	
温度	17～28℃	
相対湿度	40～70%	
気流	0.5m/s 以下	外気ポイントは測定しない
ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³	特記による。

※ホルムアルデヒドの測定は施設内増改築等が発生した場合に実施する。

測定時期

2ヶ月に1回（奇数月実施）とする。

測定ポイント

室内中央部にて午前10時前後・午後2時前後とする。通常の使用（在室）に実施。

測定結果報告

測定結果は速やかに提出すること。測定の結果、管理基準に適合しない場合には、その原因を調査・推定し、報告すること。

③ 空気調和設備に関する衛生上必要な措置（3階～4階）

衛生上必要な措置は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の十八に定めるところによる。病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講じること。

空気調和設備…15台（内訳：13台（加湿装置有り）、2台（加湿装置無し））

《 具体的措置 》

項目	措置内容	措置回数
冷却塔及び加湿装置に供給する水	水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置	—
冷却塔、冷却水	汚れの状況の点検 ※必要に応じて清掃及び換水等を行う。	使用開始時及び使用期間中1ヶ月以内ごとに1回 (1ヶ月を超える期間使用しない場合を除く)
	冷却塔、冷却水の水管の清掃	1年以内ごとに1回
加湿装置	汚れの状況の点検 ※必要に応じて清掃及び換水等を行う。	使用開始時及び使用期間中1ヶ月以内ごとに1回 (1ヶ月を超える期間使用しない場合を除く)
	清掃	1年以内ごとに1回
空気調和設備内に設けられた排水受け	汚れ及び閉塞の状況の点検 ※必要に応じて清掃及び換水等を行う。	使用開始時及び使用期間中1ヶ月以内ごとに1回 (1ヶ月を超える期間使用しない場合を除く)

④ 水質管理

測定者は同規則第 27 条第 3 号に定める水質管理測定者が行う。

飲料水

遊離残留塩素測定の実施 1 回／週（定時とする。）

簡易専用水道検査（検査 1 回／年 毎年 6 月実施）

水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査を実施する。

検査回数	1 年以内ごとに 1 回	適用法令	ビル衛生管理法、水道法
規制対象	法の規制を受ける簡易専用水道は、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルを超えるものとされたこと。		

⑤ 害虫駆除（3 階～4 階）

・生息調査

ねずみ・昆虫等の発生場所、生息場所及び進入経路並びに被害の状況について、調査を実施する。なお調査において、ねずみ・昆虫等が捕獲された場合は、報告書にて捕獲数を報告する。

ア) 調査回数 庁舎全体 3 回／年

・防除作業

上記調査により、ねずみ・昆虫等の被害状況が確認された場合は、下記により実施するものとする。

ア) 使用薬剤は、内分泌かく乱物質として疑われるものは使用せず安全なものを次に示す方法により使用する。

- a. 殺虫剤による残留噴霧 b. 毒餌処理 c. U L V 処理
- d. 忌避剤塗布

イ) 作業回数は次のとおりとする。

庁舎全体 3 回以内／年

ウ) なお消毒の実施については、発注者と受注者が調整の上、実施するものとする。

業務に必要な機材、薬剤、消耗品及び提出用紙等は受注者の負担とし、水、電気は発注者の負担とする。

※ 1・2 階の害虫駆除については、「新曽南多世代交流館」指定管理者が実施します。

3. 特定建築物・建築設備・防火設備定期検査業務仕様書

(1) 特定建築物定期調査（建築基準法第12条第1項）

検査回数：2年に1回（令和9年度該当）

検査内容：①敷地及び地盤

②建築物の外部

③屋上及び屋根

④建築物の内部

⑤避難施設等

⑥その他

＊上記検査結果に基づく報告書の作成及び指定機関への報告書提出も含む。

(2) 建築設備定期検査（建築基準法第12条第3項）

検査回数：年1回

検査内容：①換気設備（検査記録の保管、保守管理状態、換気設備の検査、外観検査、性能検査、空気調和設備の室内環境検査、防火ダンパーの検査）

②排煙設備

③非常用照明装置（検査記録の保管、保守管理状態、照明器具、蓄電池充電機、自家用発電装置の外観検査、性能検査、分電盤、切替回路の検査、照度測定）

④給排水設備（検査記録の保管、保守管理状態、衛生器具、排水トラップ、配管一般及び防露、保温、給水設備、給湯設備、排水通気設備の検査）

＊上記検査結果に基づく報告書の作成及び指定機関への報告書提出も含む。

(3) 防火設備定期検査（建築基準法第12条第3項）

検査回数：年1回

検査内容：①防火扉

②防火シャッター

③耐火クロススクリーン

④ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

＊上記検査結果に基づく報告書の作成及び指定機関への報告書提出も含む。

◎なお、停電等を伴う検査については、施設の休館日（予定）である令和9年1月16日（土）、令和10年1月15日（土）、令和11年1月20日（土）に行うこととする。なお、休館日が変更になった場合は、別途協議の上、日程調整し、実施すること。

4. 施設警備業務仕様書

業務内容：

施設警備 ※施設内部において完結した機器を用いて常駐警備員で受信機の監視を行う形態で構わない。	施設内に感知器を設置し、当該機器により感知した情報を施設内に設けた受信機で受信することによって監視警戒業務を行うこと。 異常発報の際は、現地に急行し、事件・事故の有無を確認する。真報の場合は直ちに警察及び水安全部総務課長へ通報すること。 なお、平日については、原則、職員退庁後から翌日出勤するまでの時間で実施し、土・日・祝日については3階・4階は終日実施し、1階・2階は午後10時から午前8時までの時間で実施すること。 (感知器の設置場所) ・ 4階 水安全部総務課内の金庫のまわり 1カ所 ・ 2～4階 非常階段入口 3カ所 ・ 3～4階 事務室入口 2カ所 ・ 1～2階 事務室入口 3カ所 合計9カ所 なお、感知器の電源は設置場所ごとに任意に設定できるようにすること。
その他	・その他については、水安全部総務課長の指示に基づいて実施すること。

5. 清掃業務仕様書

①一般事項

- ・庁舎内の業務に支障のないように実施すること。
 - ・職員・来庁者に対する安全を心掛けること。
 - ・騒音を出さないように心掛けること。
 - ・ほこりを飛散させないこと。
 - ・清掃機材がOA機器に触れないように十分注意を払うこと。
 - ・使用する洗剤、薬品は人体および環境に配慮した適性品を使用すること。
 - ・駐車場をはじめとする外周りの美観保持。
 - ・清掃業務に併せ、窓ガラス、出入口の施錠を行い、照明を消灯すること。
 - ・衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、便座除菌クリーナーなど）の交換補充をすること。
 - ・「建物点検マニュアル」に基づき、業務を通して、建物及び付随設備の異常箇所を発見した時は、速やかに施設管理者に報告すること。
- 又、毎月点検マニュアルチェックシートにて報告すること。

②負担区分

- ・清掃作業に使用する清掃用具、フロアマシーン、デッキブラシ等の機材および資材（洗剤及び薬剤）ならびに廃棄物収集用台車、ビニール袋、ゴミ袋は受注者が準備する。
- ・衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、便座除菌クリーナーなど）は、受注者の負担とする。
- ・粗大ゴミシールは、発注者の負担とする。

③業務報告

- ・業務実施に先立ち業務計画書（年次・月次・日次）を提出すること。

（1）日常清掃（平日）

作業時間 午後5時15分～翌日午前8時30分までに作業すること。
都合により時間内にできない箇所は発注者と協議の上、時間外に作業を実施する。

配置人員：1名以上

清掃場所：共用部分及び階段（来館者用階段1階～4階及び職員用階段1階～屋上）、専用部分（3・4階）
※1・2階専用部分を除く

作業内容：

共用部分の清掃	EVホール (3・4階)	床面は床材に応じたダストモップや掃除機を使用し除塵を行いマットなども適時ホコリを取り除く。 落ちにくい汚れは適時洗浄及びモップがけにてきれいにする。
---------	-----------------	---

共用部分の清掃	扉ガラス (1・3・4階)	ドア及びサッシ等は適時乾いた布等で拭きあげる。 ガラスの場合、クリーナーを用いて拭き上げる。
	廊下 (3・4階)	床面は床材に応じたダストモップや掃除機を使用し 除塵を行う。
	階段 (1～4階 来館者用) (1～屋上階 職員用)	落下、転倒などに安全管理に注意し掃除機等で除塵を 行う。
	給湯室 (3・4階)	流しシンク等をスポンジなどで洗い流し拭き取る
	トイレ (3・4階)	各便器をトイレ用洗剤で洗いながし、床面はモップ等 で水拭きし適時に水洗いをおこない拭き取る。洗面及 び鏡は乾拭きし適時洗剤で洗う。
	休憩室・会議 室(3・4階)	床面は床材に応じたダストモップや掃除機を使用し 除塵を行う。休憩室、会議室の机は水拭きする。
	玄関・スロー プ・駐車場等	玄関、スロープ、駐車場、駐輪場をはじめとする外周 りの美観保持。作業時間は適宜で構わない。
専用部分の清掃 (3階・4階)	事務室 会議室 控え室 休養室 休止室	床面は床材に応じたダストモップや掃除機を使用し 除塵を行いマットなども適時ホコリを取り除く 落ちにくい汚れは適時洗浄及びモップがけにてきれ いにする。 会議室、控え室、休養室、休止室の机は水拭きする。 4階事務室のカウンター及び打合せテーブルの机を 水拭きする。 ゴミ箱のゴミを回収する。
ゴミの収集整理 (3階・4階)	燃えるゴミ 不燃ゴミ 資源ゴミ 粗大ゴミ	適正に仕分けし決められた収集日に合わせて搬出す る 所定のシールを張り清掃組合に連絡し収集日に搬出 する 吸いがらは、喫煙所備え付け灰皿から集め残火に注意 し、速やかに処理すること 茶がら、生ゴミは、臭気発生なきよう速やかに処理す ること
その他	フロアマット(1ヵ月に1回交換すること) 1階正面玄関 1枚(サイズ 150センチ×90センチ) 1階非常用出入口 1枚(サイズ 90センチ×75センチ) エレベーター出入口 3枚(サイズ 90センチ×75センチ) (1階、3階、4階)	

	適時館内を巡回し汚れた場所があれば適時対応しきれいにすること。 布タオルは、作業部位に応じて、次のとおり区別して使用すること。 床面…黄色 ガラス面、鏡…白色 壁、備品、水栓金具等…青色 衛生陶器、汚物入れ…赤色
--	--

※ 1・2階の専用・共用部分・給湯室・トイレ清掃については、「新曽南多世代交流館」指定管理者が実施します。

(2) 定期清掃等

① 共用部分及び専用部分の床清掃ワックスかけ

作業回数：1回／月

閉館日を利用して行い、事前に日時及び実施個所を委託担当者
と調整すること。

配置人員：業務内容に適した人員を配し安全管理はもとより時間内に作業
が完了すること。

作業場所：共用部分及び階段（来館者用1階～4階及び職員用階段1階～
屋上）、専用部分（3・4階）

※ 1・2階専用部分を除く

作業にあたり、1・2階はコミュニティ施設のため施設利用者に
配慮すること。

清掃内容：日常的に落ちない汚れ等をポリッシャー等の洗浄機にて洗い、
仕上げに床材に適したワックスを塗り仕上げる。
タイルカーペット等も同様に適した機材で洗浄し汚れを取り
除く。

② 床面剥離洗浄

作業回数：3年に1回 令和11年度該当

具体的な作業日程については、発注者と協議の上決めること。剥離作業
中は、来館者が立ち入れないような対策を行うこと。

作業場所：共用部分及び階段（来館者用1階～4階）、専用部分（3・4
階）

※ 1・2階専用部分、サーバールーム、予備資材保管庫、空調
機械室、防災倉庫、文書庫室を除く

作業にあたり、1・2階はコミュニティ施設のため施設利用者に
配慮すること。

③ 窓ガラス清掃（1階～4階（1・2階の専用部分を除く）、2階階段窓 ガラス含む）

作業回数：3回／年

清掃内容：建物壁面の窓ガラスを外内面ともスクイジャー等で清掃拭き

上げる。高所及び足場の無い所はブランコ等で作業し安全管理には十分な注意を払うこと。作業に際しては、営業等に支障のないように実施するとともに、作業場所への立入禁止措置等により危険防止を図ること。

④換気扇清掃（3階10箇所、4階16箇所）

作業回数：1回／年

報告：業務前後の写真を添付し報告すること。

⑤ブラインド清掃（3・4階）

作業回数：1回／年

清掃内容：ブラインドを取り外し、素材に適した洗剤で汚れを取り除く。

⑥雑排水管清掃

作業回数：3年に1回 令和10年度該当

発注者の業務に支障を来さない閉庁日に調整の上実施する。

作業場所：雑排水管及び污水管（新曽南庁舎1階から4階までの男女トイレ、清掃口、手洗い、流し、外回り、立管約90m、横引管約167m）※清掃口位置図参照

清掃内容：庁舎内、外ともに共有部分（立管・横引管）の清掃口から超高压洗浄機及びその他の清掃用具にて共有縦管立ち上がり部を洗浄清掃すること。

1階フロアーから順次上の階へ進んで、各階毎に床排水口、掃除口、手洗い、小便器、大便器、シンク等全ての排水口より横引管の洗浄清掃をする。

各階毎に作業終了後排水テストを行うことにより排水状況を確認し、流れの悪い場合は直ちに手直し作業を行い、良好となった時点で作業を終了する。

清掃作業は、詰まり状況又は管径の大小及び排水口の取り付け状況等に対応して次の各種の清掃用具を用いて、より効果的に清掃を行うこと。

- ・ジェット式超高压洗浄機
- ・ジェット式高压洗浄機
- ・その他の清掃用具

報告：業務前後の写真を添付し報告すること。

6. 除草業務仕様書

①実施場所及び面積

実施場所 新曽南庁舎 戸田市新曽南3丁目1番5号

面積 4,370.20㎡

②業務の内容

受注者は、新曽南庁舎の除草（草の根元ごと引き抜き整地する）及び集草処分を行う。業務に必要な資機材は、受注者の負担とする。なお、樹木（低木含む）の剪定等は業務対象外とする。

② 実施回数

4回／年（6月・7月・8月・12月）

④業務報告書の提出

受注者は、業務完了後、速やかに業務実施報告書を発注者に提出する。報告書には業務前後の写真を添付すること。

7. 樹木管理業務仕様書

(1) 安全管理

受注者は、業務の実施にあたり、安全管理に十分注意を払い、災害を防止するために従業員及び公衆の安全衛生を図り、常に細心の注意を払うこと。

なお、業務の実施にあたり、来庁者及び通行人等に危険のないよう十分注意をすること。

(2) 事故の防止

受注者は、業務の実施にあたり、剪定器具及び機材の整備を行い、取扱には十分注意をするとともに、熟練者が操作指導にあたり事故を未然に防ぐこと。

(3) 事故の報告

受注者は、業務実施中、事故、庁舎設備等の破損、第三者への損害が発生した場合、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任・負担において処理すること。

(4) 業務の内容

業務の内容は、次による。

なお、業務の対象については、樹木管理対象一覧表及び植栽略図のとおりとする。

①樹木の剪定・刈込

業務遂行にあたり、1級または2級造園技能士の資格者を現場に常駐(兼務可)させ、作業員に適切な指示や指導を行うこと。

剪定・刈込は樹木の剪定等時期に合わせて樹木特有の樹姿を保つよう丁寧に行うこと。

通風・採光・架線・人・車の通行等の障害となる枝等を剪定・刈込する。

場内の見通しについても考慮すること。

②剪定等の回数

剪定・刈込は原則年1回とする。なお、低木については、状況により複数回実施すること。

③発生材の処分

発生材の処分については、一般廃棄物処分とすること。

④消毒

消毒は、樹木、枝葉にまんべんなく薬剤を散布するため、噴霧器を用いること。

薬剤は、害虫駆除に適した薬剤を指定濃度に正確に希釈されたものを散布すること。

散布の際は、来庁者、近隣等に対する安全を確認し、特に風向きに注意をして行うこと。

病害虫等の被害が発生した場合、直ちに発注者へ報告をし、発注者と協議の上、速やかに駆除等必要な措置を行うこと。

⑤現場管理

作業場所の清掃及び後片付けは、その日のうちに処理するものとし、場内等に堆積、放置してはならない。

樹木管理対象一覧表

種 別			細 別		数量
害虫駆除	薬剤散布	高中低木			1.0 式
樹木管理			樹高(H:cm)	幹周り(C:cm)	
高木	基本剪定	ネズミモチ①	450～600	30～60	2.0 本
	基本剪定	ネズミモチ②	450～600	60～90	6.0 本
	基本剪定	ネズミモチ③	450～600	90～120	4.0 本
	基本剪定	ネズミモチ④	450～600	120～150	6.0 本
	基本剪定	シラカシ①	550	60～90	1.0 本
	基本剪定	トウカエデ①	450～550	30～60	3.0 本
	基本剪定	ハナミズキ①	300	～30	2.0 本
	基本剪定	ドラセナ①	300～350	90～120	2.0 本
	基本剪定	ソヨゴ①	300	～30	1.0 本
	基本剪定	ツバキ①	300	～30	1.0 本
	高木刈込	キンモクセイ①	300	～30	1.0 本
	高木刈込	キンモクセイ②	300	30～60	4.0 本
	高木刈込	キンモクセイ③	350～400	60～90	2.0 本
	高木刈込	キンモクセイ④	400	90～120	2.0 本
中木	基本剪定	ツバキ②	150	30～60	1.0 本
低木	刈込	アベリア	100～150		126.0 m ²
	刈込	オオムラサキツツジ	80～120		32.5 m ²
	刈込	ツゲ	100～120		57.9 m ²

(5) 報告書の提出

受注者は、作業終了後速やかに報告書(各樹木ごとに作業前・作業後の写真も貼付)を作成し、発注者へ提出しなければならない。提出部数は、1部とする。

また、すべての作業が終了した際、発注者と受注者とで現地立会いを行い、次年度の剪定等内容(対象樹木数・樹木の細別等)について確認を行うこととする。

(6) 検査

各作業終了時には、そのつど発注者の検査を受けること。

(7) その他

業務委託料には、諸経費及び発生材の処分費を含むものとする。